

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1079 号（諮問第 1751 号）

件名：個別の教育支援計画等の不開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 28 年 8 月 12 日及び同月 18 日
- 2 原処分
平成 28 年 8 月 26 日及び同年 9 月 1 日（不開示決定）
愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別表の 3 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。
- 3 審査請求
平成 28 年 8 月 30 日及び同年 9 月 7 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 5 年 7 月 14 日
- 5 答申
令和 5 年 10 月 24 日
- 6 審査会の結論
教育委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、別表の 3 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄の分類 2 も同様とする。）は、愛知県立岡崎養護学校において作成された平成 16 年度から平成 20 年度までの盲・聾・養護学校初任者研修資料及び愛知県立名古屋盲学校において作成された平成 18 年度から平成 20 年度までの盲・聾・養護学校初任者研修資料である。

分類 2 は、障害のある幼児児童生徒（以下「児童等」という。）につい

て作成する個別の教育支援計画である。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類1には児童等の障害の程度、不適応行動に関する実態、当該行動に対する理解と今後の指導等（以下「児童等の障害の程度等」という。）が、また、分類2には児童等の氏名、性別、生年月日、主障害、児童等本人や保護者の願い、児童等本人の様子、医療機関等の関係機関による支援・連携内容等（以下「児童等の氏名等」という。）が、具体的かつ詳細に記載されており、本件行政文書は、いずれも、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、分類1には児童等の障害の程度、不適応行動に関する実態、当該行動に対する理解と今後の指導等が、また、分類2には児童等の氏名、性別、生年月日、主障害、児童等本人や保護者の願い、児童等本人の様子、関係機関による支援・連携内容等が、児童等本人及び保護者等の関係者の言動や心情も交えながら、いずれも具体的かつ詳細に記載されていることが認められた。

よって、本件行政文書は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件行政文書は、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類1には児童等の障害の程度等が、また、分類2には児童等の氏名等が、具体的かつ詳細に記載されており、本件行政文書は、いずれも、児童等本人及びその保護者にとって、通常他人に知られたくないと考えられる内容であり、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものであり、仮に本件行政文書が公となれば、今後、児童等本人及びその保護者は、本件行政文書の作成に際し、協力することや率直な意見を述べることを躊躇し、また、作成者は、開示されることを意識して、抽象的又は画一的な表現をすることとなり、具体的かつ詳細に記載することが困難となるおそれがあるとのことである。そして、分類1においては、初任者研修を受講する新規採用教員が、児童等の行動要因となる理由を個別具体的に理解したり、当該理解に基づき指導方法を考えるなど、本研修の目的である実践的指導力等を養うことが困難となるおそれがあり、また、分類2においては、長期的な視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うことや児童等一人一人の多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育を行うことができなくなるおそれがあり、教育委員会が行う生徒指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、本件行政文書を公にすることにより、教育委員会が行う生徒指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 審査請求年月日	2 決定	3 行政文書の名称等		4 開示しないこととした根拠規定
平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年 8 月 26 日付け 28 教特 第 506 号	分類 1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (岡崎養護学校分) ・平成 17 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (岡崎養護学校分) ・平成 18 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (岡崎養護学校分) ・平成 19 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (岡崎養護学校分) ・平成 20 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (岡崎養護学校分) ・平成 18 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (名古屋盲学校分) ・平成 19 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (名古屋盲学校分) ・平成 20 年度 盲・聾・養護学校初任者研修 資料 (名古屋盲学校分) 	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号
平成 28 年 9 月 7 日	平成 28 年 9 月 1 日付け 28 教特 第 529 号	分類 2	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画 (平成 18 年度)・・・1 件 ・個別の教育支援計画 (平成 19 年度)・・・2 件 ・個別の教育支援計画 (平成 20 年度)・・・1 件 ・個別の教育支援計画 (平成 21 年度)・・・3 件 ・個別の教育支援計画 (平成 22 年度)・・・1 件 ・個別の教育支援計画 (平成 23 年度)・・・1 件 	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号

1 審査請求年月日	2 決定	3 行政文書の名称等	4 開示しないこととした根拠規定
平成 28 年 9 月 7 日	平成 28 年 9 月 1 日 付 け 28 教 特 第 531 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画（平成 18 年 度）・・・1 件 ・ 個別の教育支援計画（平成 19 年 度）・・・2 件 ・ 教育支援計画（平成 19 年度）・・・3 件 ・ 個別の教育支援計画（平成 20 年 度）・・・2 件 ・ 個別の教育支援計画（平成 21 年 度）・・・3 件 ・ 個別の教育支援計画（平成 22 年 度）・・・1 件 ・ 個別の教育支援計画（平成 23 年 度）・・・1 件 	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号
平成 28 年 9 月 7 日	平成 28 年 9 月 1 日 付 け 28 教 特 第 533 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画（平成 19 年度） 	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号
平成 28 年 9 月 7 日	平成 28 年 9 月 1 日 付 け 28 教 特 第 534 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画（平成 19 年度） ・ 個別の教育支援計画（平成 21 年度） 	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号